

松阪市自治会連合会だより

第16号

令和3年(2021年)

地域住民の心ふれ合うまちづくり



主な内容 ●活動の足跡…P2~3 ●松阪市地域づくり組織条例…P4~5 ●各研究会活動報告…P6~7

これからも、コロナ禍において活動の自粛や感染拡大防止対策への協力要請が続くものだと思いますが、地域の人たちの健康と安全を守る行動をお願い申上げ、本誌発行にあたりご挨拶とさせていただきます。

4月1日には、その住民自治協議会連合会の設立総会を予定しておりますが、自治会連合会の業務は、この新組織に全て引き継がれることから、これからも「安全で安心して暮らせる住みよいまちづくり」に全力で取り組んで参りますので、会員の皆様方には、今後も引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

日ごろは、自治会連合会活動に特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。また、それぞれの地域におかれましては、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年十一月に「松阪市地域づくり組織条例」(本誌4~5頁に掲載)が市議会において可決され、令和3年度よりいよいよ新しい自治組織『松阪市住民自治協議会』が発足します。

日ごろは、自治会連合会活動に特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。また、それぞれの地域におかれましては、厚く御礼を申し上げます。



松阪市自治会連合会

会長 水谷勝美

自治会連合会活動の足跡

松阪市自治会

令和2年度 役員及び監事		
役職	自治会長名	地区
会長	水谷 勝美	豊田
副会長	松本 守	第二
	山本 勝之	橋西
	田上 勝典	天白
	南 一生	飯南第4
書記	大西 多	神戸
	西村 洋	樹田
会計	浅井 重久	西黒部
	豊住 眞	花岡
常任理事	久保 幹男	伊勢寺
	河合 憲一	射和
	櫛田 壽一	松尾
	新田 正典	森
監事	伊藤 覚	阿坂
	村田 善清	松尾

●例年5月頃に定期総会を開催しておりましたが、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大阻止に向け、松阪市からも多人数の集会等の自粛要請が出されたことから役員会を開催し、また常任理事会の承認を得て、新年度の総会は、会長様方の招集を行なわず書面議決として、令和2年5月29日までの書面表決書をご提出いただきました。

●その結果、令和元年度事業報告、収支決算・監査報告、令和2年度事業計画（案）・収支予算（案）、役員の選任について、賛成多数により原案どおり承認されました。

また、松阪市住民自治のあり方検討会より「住民自治組織のあり方（中間報告）」が出され、10項目の「確認事項」や今後のスケジュール（案）等が示されましたことから、総会議案書に掲載し報告第2号として報告しております。

自治行政並びに社会福祉等労働者表題

永年継続被表彰者一覧			
区分	地区	自治会名	自治会長名
日赤表彰	第二	愛宕町	松本 守
	第一	新座町	鈴木 忠司
	橋西	外五曲町	中島 健喜
	花岡	土取第2	中川 春夫
	小野江	舞出町	中西 克利
社協表彰	第二	五十鈴町	竹内 泰雄
	花岡	土岐	松原 信男
	伊勢寺	深長町	松本 和夫
共募表彰	幸	白粉町	富田 友和
	第二	春日町	宮崎 紀
	神戸	大津町杉	大西 多
	花岡	レインボー田村	澤田 宗範
	花岡	駅部田町さつき園	前田 好弘
	花岡	焼橋	西口 秀美
会長感謝状	波瀬	波瀬	寺脇 充

●永年にわたり自治会長として地方自治および社会福祉等に精励されました御功績に対し、令和2年度三重県自治会連合会定期総会（書面議決）にて左記の自治会長様方が表彰されました。

なお総会では、令和元年度事業報告・收支決算、令和2年度事業計画（案）・收支予算（案）のすべての議案が原案どおり可決されております。

●令和2年11月17日に開催された松阪市社会福祉大会表彰者等審査委員会において審査の結果、左記の自治会長様方が表彰されました。



松阪市自治会連合会臨時総会

『新しい住民自治組織の設立について承認されました』

11月18日クラギ文化ホールにおいて、「松阪市自治会連合会臨時総会」が開催され、自治会連合会と住民協議会、公民館が統合する新しい自治組織「松阪市住民自治協議会」の設立が承認されました。

臨時総会では、水谷連合会長から設立趣旨について提案がなされ、これまで設立準備委員会で協議されてきた内容を最終報告としてまとめられたことから、新住民自治組織の呼称や4月1日から活動が開始されること。▼単位自治会長で構成する「自治会部会」が設置されること。▼行政との窓口がこの組織に集約されること。▼新組織には連合会を置き、事務局は自治会連合会事務局が移行すること。▼松阪市と新組織が協働して取り組む業務について基本協定を締結すること。▼地域包括交付金の流れなどについて、野呂地域振興担当理事より説明があり、それらについての質疑、続いて採決が行われ賛成多数により原案どおり承認されました。

今後は、新組織における10ブロックの代表（理事）を令和2年中に選出していくべきことになります。

ただしこれは、その理事を中心として、令和3年4月1日の設立総会（予定）に向け準備していくことになります。



知事懇談会

- 各テーマ
 - ・新型感染症対策と地域医療について
 - ・コロナ禍における災害時の避難所運営のあり方について
 - ・河川等の整備及び管理について
 - ・交通安全対策について
 - ・獣害対策事業について
 - ・「みえ松阪マラソン2021」について

令和2年度

2 河川の整備促進

1. 交通安全対策について

令和2年度は以下の事項を要望しました。

2. 幹線道路網及び
河川の整備促進について

(1) 幹線道路網の整備促進及び
安全な道路環境の整備について

 - ・国道166号、県道連峠線の整備促進
 - ・県道松阪環状線（近鉄高架部）の整備
 - ・県道松阪嬉野線の整備
 - ・国道368号の整備
 - ・国道422号の整備
 - ・県道片野飯高線（国道166号瀬見バイパス）の整備
 - ・県道における災害防除事業
 - ・県道における歩道等の整備
 - ・県道における区画線等の整備
 - 道路は社会生活の基盤であり、災害時等における緊急車両の通行などを併せて大きな役割を担つてい
るところから、早急な整備を要望。

3. 土砂災害の防止等について

- ▼「みえ松阪マラソン2021」については、三重県にとつても観光・物産振興等地域活性化の機会として、国体開催とともに絡めてPRしていく。また、大会における交通対策についても、県警、大會関係機関と連携して準備を進めています。

(場所・個所・詳細な紙面の関係で省略)

3. 土砂災害の防止等について

- 一級河川柳田川の整備促進
近年、頻発する集中豪雨やその災害の激甚化が顯著
となっており、県管理河川においても堆積土砂の撤
去や樹木の伐採を継続的に要望。

松阪市地域地縁自治団体功労者表彰者一覧			
勤続年数	地区	自治会名	自治長会長名
勤続20年	第四地区	朝日町一区	長井 俊明
	第四地区	鎌田朝日町2	早川 宏
勤続15年	第一地区	京町	山川 良樹
	幸地区	城南団地	伊藤 孝一
	松ヶ崎地区	松崎浦町第3	刀根 旭
勤続10年	第二地区	五十鈴町	竹内 泰雄
	東地区	宮町	堀口 信男
勤続5年	神戸地区	ドミール大津	大西 昇
	神戸地区	久保町久保	山本 登
	徳和地区	下村すみれ町	小野 朝生
	東地区	清生町第二	堀口 次郎
	阿坂地区	美濃田町	田中 正宏
	宇氣郷地区	後山町	坂下 一夫
	西黒部地区	高須町	道風 隆良
	大石地区	小片野町	奥出 克成
	橋西地区	塙本町	安濃 主税
	花岡地区	上出	北川 信一
	天白地区	喜多村新田町	安井 史郎
	川俣地区	田引下組	萩原 利明
	波瀬地区	加波	中川 隆宣

長年にわたり、地域づくりにご尽力いただきしております右記の
自治会長様の方々に対し、市長より感謝状が贈呈されました。

○松阪市地域づくり組織条例(全文)

令和2年12月23日条例第55号

松阪市地域づくり組織条例

これまで地域においては、地域課題の解決を中心とした様々な地域づくり活動が自主的に行われてきました。人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化していく中、地域には多種多様な課題が生じてきており、地域が主体となった活動の活性化は住民生活にとって必要不可欠なものとなっています。

私たちは、しっかりと課題に向き合い、互いを尊重し合い、理解と信頼のもとで協力して、解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

地域と松阪市の役割を明らかにし、住民自治の発展と、誰もが安心して心豊かに暮らせる未来を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に地域づくりを行うため、松阪市(以下「市」という。)と地域づくり組織との間の基本的な関係を明らかにし、必要な事項を定めることにより、地域づくり組織の民主的かつ効果的な活動の確保を図り、もって持続的な協働の地域づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 地域をより良くしていくため、住民が主体となって課題解決などに取り組むことをいう。
- (2) 住民自治協議会 地域づくりを行うため、地域住民により設立された組織で、第3条第1項の規定により市長が認定したものをいう。
- (3) 連合会 住民自治協議会が第4条の規定により設置する松阪市住民自治協議会連合会をいう。
- (4) 地域づくり組織 住民自治協議会及び連合会をいう。
- (5) 協働 それぞれの役割や立場を理解、尊重し合い、互いに連携、協力して行う活動をいう。
- (6) 地域計画 地域の現状や将来を考え、住民自治協議会が地域の課題解決などに取り組むための基本となる計画をいう。
- (7) 基本協定 市と地域づくり組織が協働して地域づくりに取り組むため、必要な事項を定めたものをいう。

(住民自治協議会の認定要件等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも適合していると認められる団体を、地域づくりの主たる担い手となる住民自治協議会として認定する。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域と定めていること。ただし、他の住民自治協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
 - (2) 住民自治協議会の名称、目的、区域、事務所の所在地、事業、役員、会議等必要とする規定を会則等として定めていること。
 - (3) その区域に居住する個人及びその区域で活動する自治会その他団体等で構成すること。
 - (4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。
- 2 市長は、認定した住民自治協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。
- (1) 前項各号の規定に該当しなくなったと認められるとき。
 - (2) 住民自治協議会の再編、統合に伴い解散するとき。
 - (3) その他住民自治協議会として適当ないと認められるとき。

(連合会の設置)

第4条 住民自治協議会は、全ての住民自治協議会で組織する連合会を設置するものとする。

(住民自治協議会の役割)

- 第5条 住民自治協議会は、地域に愛着を持ち、地域課題について地域でできることを主体的に考え、その解決への取り組みを地域計画として策定し、積極的に推進するものとする。
- 2 住民自治協議会は、地域活動の質を高め、地域づくりの担い手の発掘や人材の育成を進め、継続して地域づくりの推進に努めるものとする。
 - 3 住民自治協議会は、基本協定を遵守し、地域づくりの推進に努めるものとする。

(連合会の役割)

第6条 連合会は、住民自治協議会相互及び市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に向け、住民自治協議会を支援するものとする。

- 2 連合会は、全ての住民自治協議会を代表し、市と基本協定を締結するものとする。

(市の役割)

第7条 市は、地域づくりの推進に関して、地域づくり組織との間で適切に役割分担を図るとともに必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は地域づくりに関し必要な情報については、地域づくり組織との情報共有に努めるものとする。
- 3 市は、住民自治協議会の活動及び連合会の運営に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

(禁止事項)

第8条 住民自治協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) その他市長が不適当と認めるもの

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の松阪市住民協議会条例(平成28年松阪市条例第2号)第2条第1項の規定による住民協議会の認定を受けている団体は、第3条の規定による住民自治協議会の認定を受けるまでの間、当該規定による認定を受けたものとみなす。

(松阪市住民協議会条例の廃止)

- 3 松阪市住民協議会条例は、廃止する



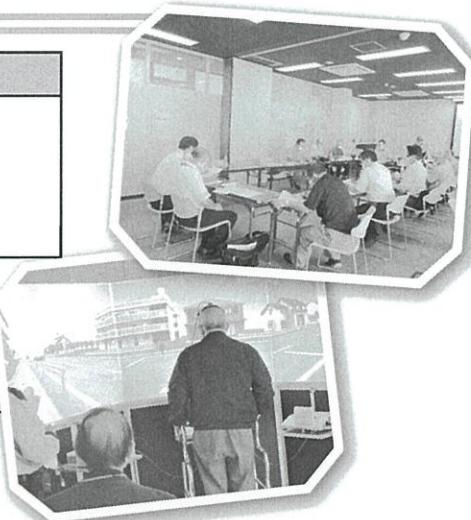
★観光研究会

実施事項	実施日	実施内容
視察研修	12月4日	『豪商のまち松阪』 1. 観光交流センター「豪商のまち松阪」についてビデオにより研修 2. 旧長谷川治郎兵衛家 見学 3. 旧小津清左衛門家 見学



★交通安全研究会

実施事項	実施日	実施内容
会議	7月31日	1. 【講演】交通事故防止対策について（松阪警察署地域安全対策課） 2. 組織の編成について 3. 今年度の取り組みについて 他
視察研修	11月30日	三重県交通安全研修センター シニアラーニングドライバー研修 (※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、午前、午後に分けて受講)



★女性部会

実施事項	実施日	実施内容
講習会	9月30日	1. 資源物の出し方について「捨てればごみ分けよう資源」雑紙救出大作戦 2. 環境問題(地球温暖化)研修について 他
視察研修	12月4日	『豪商のまち松阪』 1. 観光交流センター「豪商のまち松阪」についてビデオにより研修 2. 旧長谷川治郎兵衛家 見学 3. 旧小津清左衛門家 見学



★編集委員会

実施事項	実施日	実施内容
会議	12月18日	1. 自治会長通信の発行について 2. 自治連だよりについて
	令和3年3月8日	1. 「自治連だより」の校正について



(※令和3年3月までの事業を掲載)

各研究会・委員会活動報告

★防災研究会

実施事項	実施日	実施内容
会議	7月28日	1. 組織の編成について 2. 市の施策等について 3. 今年度の取り組みについて 他
講習会	令和3年1月26日	1. 【講演】災害に備え、準備をしましょう（松阪市防災対策課）



★防犯研究会

実施事項	実施日	実施内容
会議	7月31日	1. 【講演】交通事故防止対策について（松阪警察署地域安全対策課） 2. 組織の編成について 3. 今年度の取り組みについて
催し	9月14日	「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」 キックオフ大会が三重県庁講堂にて開催されました。
会議	10月12日	1. 【講演】松阪市の防犯情勢について（松阪警察署生活安全課） 2. 松阪市地域安全対策課からの報告事項 他



環境美化研究会

実施事項	実施日	実施内容
会議	7月20日	1. 組織の編成について 2. 市の施策等について 3. 今年度の取り組みについて
催し	7月31日	松阪市市民活動センター主催「打ち水大作戦2020」参加 (※新型コロナウイルス感染拡大防止のため少人数でソーシャルディスタンスを保ちながらの打ち水となりました)
講習会	9月30日	1. 資源物の出し方について「捨てればごみ分けよう資源」雑紙救出大作戦 2. 環境問題(地球温暖化)研修について 他
視察研修	11月26日	1. 【講演】松阪市の新電力事業概要について（環境課） 2. 松阪市クリーンセンターの施設説明と見学



ワクチン接種に関連した 不審電話に注意



県外では新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関連し、一時金や予約金等の名目で現金を要求する不審電話が発生しています。

今後、県内でも発生するおそれがありますので注意してください。

不審電話の例(警察庁調べ)

- 1 保健所職員を名乗る者から、「高齢者を対象にワクチン接種ができます。」「それには一時金が必要です。」と現金を要求された。
- 2 製薬会社社員を名乗る者から、「ワクチン製造会社と連携しており、事前に申し込めばワクチンを打つことができます。」「予約金が必要です。」と現金を要求された。

このような電話を受けた場合には
**住所、氏名等の個人情報は答えず、
電話を切って家族等に相談したり、
最寄りの警察署に相談してください。**



三重県警察本部

安全安心ニュース

第18号

三重県警察本部より

編集委員会 6名

役職	氏名	地区
委員長	南 一生	飯南第4
委 員	植村 和明	幸
	中島 秀雄	機殿
	船木 弘之	豊地
	大西 好一	米ノ庄
	萩原 利明	川俣

発行

松阪市自治会連合会 編集委員会

〒515-0084 三重県松阪市日野町788 カリヨンビル2F

TEL.0598-22-3507
FAX.0598-22-3509

開局時間:平日10:00~17:00

- メールアドレス
jitimenn@ma.mctv.ne.jp
- ホームページアドレス
<http://www.jichiren.net/>

